

第2章 公共施設による景観づくりの考え方

公共施設を整備する際は、景観づくり計画における「景観づくりの方針」に沿った計画とします。また、景観づくり計画における「景観づくりの基準」を満たした上で、以下の考え方に沿った計画とし、公共施設による景観づくりを行います。

1 周囲の景観との一体感や連続性のある景観づくり

公共施設は、対象施設を単体でとらえるのではなく、地域特性や施設相互のつながりに配慮し、一体的な景観づくりに取り組みます。

また、市の骨格となる道路や河川等においては、街路樹による緑化等を推進し、連続性のある景観づくりを行います。

2 緑や水の自然環境と調和した景観づくり

農のある風景やふれあいの里、水辺等の豊かな自然環境と調和した景観づくりを進めます。

具体的には、地域の植生や生態系、地形等に配慮し、周辺の自然環境にとけこむような色彩、形態・意匠とするとともに、緑化の推進により、自然を感じさせるような施設整備を図ります。

3 地域の拠点となる景観づくり

景観施策の実施主体である景観行政団体自らが整備する公共施設には、地域の景観づくりにおける先導的な役割が求められます。

また、まちづくりの拠点に位置付けられる公共施設においては、ランドマーク性やシンボル性を持った象徴的な景観づくりが求められます。

4 景観重要公共施設制度を活用した景観づくり

公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素です。そこで、特に良好な景観づくりの先導的な役割を担う公共施設は、管理者との適切な連携のもと、積極的に景観重要公共施設として位置付け、景観に配慮した公共施設の整備を推進します。

5 時間の経過に配慮した景観づくり

公共施設は、長期間にわたり使われ続けるものであるため、使用する材料や製品等の修繕時期・耐用年数等、整備したときだけでなく、経年による素材の変化や維持管理等にも配慮します。

また、樹木類も同様に成長や維持管理、間引き等の伐採に配慮します。

6 経済性に配慮した景観づくり

公共施設を計画する際には、整備費や維持管理費がかかり過ぎないものや、補修に長い時間を要しないもの等を選択し、コストの低減に配慮します。

7 安全・安心に配慮した景観づくり

市民のための施設である公共施設は、安全・安心を確保し、子どもから高齢者、障がい者の方々にとって、使いやすい整備が求められます。

ユニバーサルデザインに配慮した、使いやすく、安全で安心な施設づくりを行います。